

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 12 月 10 日 (金) 第 268 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 指定代理納付者の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 - 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定 (廃棄物・リサイクル対策課取扱い) 2
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 2
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止 (社会福祉課取扱い) 2
 - 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 2
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (2件) (社会福祉課取扱い) 3
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 4
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 6
 - 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 6
 - 公共測量の実施 (監理課取扱い) 6
 - 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 6
 - 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 7
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 7
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 7
- ### 公 告
- 落札者等の公告 (3件) (監理課取扱い) 8
 - (原子力安全対策課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第1102号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

- かごしま県民交流センター施設使用料及び設備使用料
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク (VISA, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club又はDiscoverに限る。)が付されたクレジットカード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第1103号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定区域
肝属郡肝付町岸良字中ノ丸1226番3の一部
- 2 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号) 第12条の31第2号に規定するもの

鹿児島県告示第1104号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
よしとみクリニック	垂水市南松原町10番	令和 3 年 10 月 31 日
調剤薬局風林堂	熊毛郡屋久島町栗生字南吉元1751番地5	令和 3 年 9 月 30 日

鹿児島県告示第1105号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	休止年月日
にしだ泌尿器科	枕崎市高見町14番1号	令和 3 年 10 月 1 日

鹿児島県告示第1106号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
-----	-------	-------

よしとみクリニック

垂水市南松原町10番地

令和 3 年 11 月 1 日

鹿児島県告示第1107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業 者		事業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
公益社団法人曾於医師会	曾於市大隅町月野894番地	曾於医師会立訪問看護ステーションほほえみ	曾於市大隅町月野894番地2	令和3年11月1日

鹿児島県告示第1108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
山方涼子	Alegria涼風堂 霧島市隼人町小浜4700番地20	令和3年10月11日	あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう

鹿児島県告示第1109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
医療法人徳洲会与論徳洲会病院 大島郡与論町大字茶花403番地1	名称	医療法人沖縄徳洲会与論徳洲会病院	医療法人徳洲会与論徳洲会病院	令和3年10月1日

鹿児島県告示第1110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
新留昂明	リムラン整骨院 霧島市国分中央一丁目14-2タウンヒル田畑I 1階	施術所の名称	整骨院庵国分院	リムラン整骨院	令和3年10月1日

鹿児島県告示第1111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和3年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ドルフィン薬局	鹿児島市金生町6番9号3F	令和3年11月30日	精神通院医療

鹿児島県告示第1112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ドルフィン薬局	鹿児島市金生町6番9号3F	令和3年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1113号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人豊泉会	志布志市志布志町夏井1212-1	訪問看護ステーションおhanaオハナ	肝属郡東串良町池之原2602-1	令和3年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
アジア薬局	薩摩川内市大小路町22番10号	令和3年	精神通院医療

		12月1日	
有限会社マエノ薬局	伊佐市大口元町8番地10	令和3年 12月1日	精神通院医療
かもめ薬局	西之表市鴨女町95番地	令和3年 12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ショートステイ・ふりいじあ	熊本郡南種子町平山149番地	特定非営利活動法人NPOふりいじあ	熊本郡南種子町平山149番地	日高 宗廣	令和3年 10月31日	短期入所生活介護
特別養護老人ホーム寿里苑	薩摩川内市里町里1621番地1	社会福祉法人里福社会	薩摩川内市里町里1621番地1	純浦 勝志	令和3年 11月19日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第1116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和3年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
種子島医療センター	西之表市西之表7463番地	社会医療法人義順顕彰会	西之表市西之表7463番地	田上 寛容	令和3年 11月1日	訪問リハビリテーション
田上診療所	熊本郡中種子町野間5306番地11号	社会医療法人義順顕彰会	西之表市西之表7463番地	田上 寛容	令和3年 11月1日	訪問リハビリテーション
デイサービスセンターマナ	始良市平松1251番地	合同会社サントー	始良市平松1251番地	吉武 茉奈	令和3年 11月1日	通所介護
ショートステイ・みなみ	熊本郡南種子町平山149番地	合同会社ライフ	熊本郡南種子町平山149番地	日高 宗廣	令和3年 11月1日	短期入所生活介護
介護老人保健施設絆	垂水市田神3536番地1	医療法人浩愛会	垂水市田神3536番地1	池田 誠	令和3年 11月15日	訪問リハビリテーション

鹿児島県告示第1117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

ショートステイ ・ふりいじあ	熊毛郡南種子町 平山149番地	特定非営利活動 法人NPOふり いじあ	熊毛郡南種子町 平山149番地	日高 宗廣	令和 3 年 10月31日	介護予防 短期入所 生活介護
特別養護老人ホ ーム寿里苑	薩摩川内市里町 里1621番地 1	社会福祉法人里 福社会	薩摩川内市里町 里1621番地 1	純浦 勝志	令和 3 年 11月19日	介護予防 短期入所 生活介護

鹿児島県告示第1118号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により，次のとおり指定介護
予防サービス事業者として指定した。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月 日	サービ スの種 類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
種子島医療セン ター	西之表市西之表 7463番地	社会医療法人義 順顕彰会	西之表市西之表 7463番地	田上 寛容	令和 3 年 11月 1 日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション
田上診療所	熊毛郡中種子町 野間5306番地11 号	社会医療法人義 順顕彰会	西之表市西之表 7463番地	田上 寛容	令和 3 年 11月 1 日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション
介護老人保健施 設絆	垂水市田神3536 番地 1	医療法人浩愛会	垂水市田神3536 番地 1	池田 誠	令和 3 年 11月15日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第1119号

指宿市開聞川尻5873番地 7 かいゑい漁業協同組合代表理事組合長丸山義明及び指宿市開聞
川尻5824番地 坂元茂からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第
158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法
第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 指宿市開聞区域（指宿市開聞十町，開聞仙田，開聞上野及び開聞川尻の地区）
- 2 区分 小型定置漁業及び雑魚定置漁業

鹿児島県告示第1120号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，
国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が
あった。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 3 年 10 月 8 日から令和 4 年 3 月 18 日まで
- 3 作業の地域 枕崎市桜山町地内及び日置市伊集院町地内

鹿児島県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年12月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	長島宮之浦港線	出水郡長島町平尾字曲田337番7地先から同町浦底字水ノ元591番2地先まで	前	5.4~20.5	915.7
			前	10.4~30.2	916.3
			後	10.4~30.2	916.3

鹿児島県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年12月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	長島宮之浦港線	出水郡長島町平尾字曲田337番7地先から同町浦底字水ノ元591番2地先まで	令和3年12月10日

大隅地域振興局告示第24号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年12月10日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉サポートセンターきらら	垂水市市木441番地1	合同会社いぶき	垂水市市木441番地1	畦浦 伸一	令和3年11月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
リトルオレンジズイングリッシュ	鹿屋市寿八丁目10番11号202	特定非営利活動法人リトルオレンジズ	鹿屋市寿八丁目10番4号	日野 尚子	令和3年11月1日	放課後等デイサービス

大島支庁告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年12月10日

大島支庁長 印南百合子

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援 B 型 とうとう	大島郡徳之島町 亀津 4967 番地 4	合同会社 とうとう	大島郡徳之島町 亀津 4967 番地 4	仲 昭吉	令和 3 年 11 月 1 日	就労継続支援 B 型

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
土木行政総合システム用機器、ソフトウェア等及びクライアントライセンスの賃貸借一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県土木部監理課経理係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 10 月 15 日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社九州支店
福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額
158,875,200 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 9 月 3 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システム設計・開発業務委託（フェーズ 3））一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県危機管理防災局原子力安全対策課原子力防災対策係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 3 年 10 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社鹿児島支社
鹿児島市山之口町 3 番 31 号
- 5 随意契約に係る契約金額
175,984,600 円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372

号) 第 11 条 第 1 項 第 1 号 該 当

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システムとの連携に係る避難車両配車システム（DPND）の機能設計・開発業務委託（Step 1）） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県危機管理防災局原子力安全対策課原子力防災対策係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 3 年 10 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社構造計画研究所
東京都中野区本町四丁目38番13号日本ホルスタイン会館内
- 5 随意契約に係る契約金額
41,800,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条 第 1 項 第 1 号 該 当